

企業会計基準委員会 御中

電気事業連合会

「引当金に関する論点の整理」に対するコメント

[総論] 個別財務諸表上の扱いについて

このたび公表された論点整理をベースに引当金の会計に関する検討を深め、連結ベースでの財務諸表開示を念頭に、日本基準とIFRSとのコンバージェンスを進めるための努力を続けていくことについて、異論はない。

しかしながら、今年6月に金融庁企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」にもあるように、単体ベースの財務諸表作成に適用する会計基準について、どのようなタイミングで、どの程度までIFRSの考え方を取り入れていくのかという点については、議論のあるところと承知している。

今回議論の対象である引当金については、現行の日本の取扱いとIFRSでの取扱いとで認識の対象や測定の方法が異なっており、仮にIFRSと同様の内容で、会社法、税法、電気事業会計等の別記事業会計など、伝統的な会計実務と関連の深い単体ベースでの会計処理等の変更を余儀なくされた場合、電力業界は勿論、業界によってはその会計実務に大変大きな影響をうけるところもあるものと推測される。したがって、上記の中間報告で紹介されている、いわゆる「連結先行」の考え方を今後採っていくことについて検討するのであれば、どの段階から単体ベースの会計基準を連結ベースの会計基準と一旦緩めることとするのか、この引当金の会計基準での議論あたりから検討することが適切ではないかと考える。

連結と単独とを一体とした会計基準設定をさらに進めてから「連結先行」の考え方を取り入れた場合、そこで容認しうる連結と単体との会計上の取扱いの違いは限定的なものとなり、「連結先行」の仕組みを採用する意味は希薄化してしまう。「連結先行」の考え方と個別の会計基準設定との関係に関する検討は、当論点整理における議論の範囲外かもしれないが、そうであるならばこのままなし崩し的に連結と単独を一体化した会計基準設定を推し進めて「連結先行」の考え方を採用する芽が実質的に摘まれることのないように、関係諸制度とも十分に調整し、その調整の枠組みの中で、この引当金の会計基準のあり方についても検討をしていただきたい。

[論点 2 - 1] 認識要件の見直し及び個別項目についての検討4.8 特別法上の引当金又は準備金について

「特別法上の引当金又は準備金」の取扱いについては、現行の監査・保証実務委員会報告第 42 号において、特別法に表示箇所に係る規定がない場合は、純資産の部に計上することが望ましいとされているものの、業種の公益性の強さや特定の政策目的のもと、特別法において負債の部の次に別の区分を設けて表示する方法を規定されているものもある。

このような表示箇所に係る規定のある特別法の引当金又は準備金をどのように整理する方針なのか、当該特別法や一般法たる会社法及び金融商品取引法など関連諸法令との調整も含め、慎重な検討をお願いしたい。

※ 電気事業会計には、現在、電気事業法 35 条、36 条及び電気事業会計規則等の経済産業省令に基づく引当金が設けられている。

- ・ 35 条関係：原子力発電工事償却準備引当金
- ・ 36 条関係：湯水準備引当金

[論点 3 - 2] 現在価値への割引

現在価値への割引率については、自己の信用リスクを反映するかどうかを検討の対象となっている。「論点整理」では第 82 項以降において、これを割引率に反映する考え方と反映させない場合の考え方が紹介されている。この点は IFRS と米国基準とで対応が分かれているように、どちらか一方が望ましいかどうかを画一的に決めることは難しい問題と考える。従って、測定の対象となる引当金の性質に基づき、より適切な取扱いを選択する方法も検討すべきではないかと考える。

事後測定において使用する割引率についても同様に、これを投資認識時の割引率に固定するか事後的に変動されるかどうかについても引当金の性質に基づき、より適切な取扱いを選択する方法も検討すべきである。

以 上